

美里町再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び運営事業の適正管理
に関する条例施行規則

令和6年3月21日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、美里町再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び運営事業の適正管理に関する条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設置事業の許可)

第3条 条例第8条第1項の規定による設置許可の申請は、設置事業許可申請書（様式第1号）に第7条に掲げる図書及び事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。なお、当該申請への回答は、設置事業許可申請回答書（様式第2号）により行うものとする。

(許可の基準)

第4条 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含む場合は、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。
- (2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。
- (3) 事業区域が地域森林計画（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画をいう。）の対象となっている民有林において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。）をしようとする場合は、原則として周辺部に残置森林（開発行為をしようとする森林から開発行為に係る森林を除いた森林をいう。）を配置することとし、森林率を25パーセント（残置森林率（開発行為をしようとする森林に対する若齢林（15年生以下の森林をいう。）を除いた残置森林の面積の割合をいう。）を15パーセント）以上とするよう努めること。また、採光を確保すること等を目的として残置森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の生長を考慮し残置森林又は造成森林（開発区域内に

造成した高木性樹木で構成する森林をいう。)及び太陽光パネルを配置するよう努めること。

- 2 条例第9条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状等が周囲と調和したものであること。
 - (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表第1で定める緩衝帯が設けられていること。
- 3 条例第9条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
 - (2) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
 - (3) 事業区域に森林法第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。
- 4 条例第9条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
 - (2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条に掲げる基準及び町長が別に定める細目に掲げる基準に適合したものであること。
- 5 条例第9条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
 - (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
 - (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
 - (4) 排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- 6 条例第9条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
 - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。

(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。

(4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。

7 条例第9条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について道路の反対側から4メートル後退することその他の再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がない措置が講じられていること。

(2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

8 条例第9条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に再生可能エネルギー発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第50条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。

(3) 事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると町長が認めたものであること。

(5) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(6) 再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

9 条例第9条第1項第11号の町長が当該事業について必要と認める基準は、別表第1及び別表第2に掲げる事項に適合していること。

（事前相談）

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、事前相談届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 事業予定区域の位置図

(2) 土地利用計画図

（事前協議）

第6条 条例第11条第1項の規定による事前協議は、事業計画事前協議書（様式第4号）に次条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

- 2 町長は、事業計画事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。
- 3 条例第11条第3項の規定による指導又は助言は、事前協議指摘事項通知書（様式第5号）により、当該申請予定事業者に通知して行うものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容を同項の規定により通知された内容に適合させるために関係行政機関、地元関係者その他関係人との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。
- 5 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に至ったときは、事前協議指摘事項回答書（様式第6号）を町長に提出するものとする。
- 6 町長は、条例第11条第1項の規定による事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第7号）により、当該申請予定事業者に通知するものとする。この場合において、当該事前協議終了通知書の有効期限は、当該通知を行った日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。
（事業計画事前協議書の添付図書）

第7条 事業計画事前協議書の添付図書は、次のとおりとする。

- (1) 申請予定事業者及び工事施工者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 位置図
- (3) 区域図
- (4) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (5) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (6) 事業区域内の土地に係る公図
- (7) 土地利用計画平面図
- (8) 土地求積図
- (9) 造成計画平面図及び断面図
- (10) 排水計画平面図及び断面図
- (11) 擁壁の背面図及び断面図
- (12) 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図
- (13) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (14) 申請予定事業者及び工事施工者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (15) 設置事業に係る遵守事項（別表第1）に掲げる該当図書
- (16) 運営事業に係る遵守事項（別表第2）に掲げる該当図書
- (17) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
（事業計画に定める事項）

第8条 条例第11条第2項第16号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置事業の施工に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況

（事業計画に係る標識の設置）

第9条 条例第12条の標識は、再生可能エネルギー発電設備設置計画案内標識（様式第8号）とする。

2 申請予定事業者は、条例第12条の規定により前項の標識を設置するときは、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（説明会の開催）

第10条 条例第13条第1項の規定により、同項の説明会（以下「説明会」という。）を開催した場合における同条第4項の規定による届出は、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に、設置事業計画説明会概要書（様式第9号）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会での質疑応答の結果
- (3) 地元関係者からの要望等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（許可の標識）

第11条 条例第14条の規則で定める標識は、再生可能エネルギー発電設備設置事業案内標識（様式第10号）とする。

（搬入車両の表示）

第12条 条例第15条の規定による搬入車両に表示すべき事項は、設置許可に係る再生可能エネルギー発電設備等の搬入の用に供する車両である旨及び許可事業者の氏名（許可事業者が法人その他の団体である場合にあっては、名称。以下この条において同じ。）とする。この場合において、設置許可に係る再生可能エネルギー発電設備等の搬入の用に供する車両である旨の表示にあっては日本産業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字を、許可事業者の氏名にあっては日本産業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字を用い、かつ、搬入車両の両側面にそれぞれが認識しやすい色の文字で鮮明に表示するものとする。

（関係書類の閲覧）

第13条 許可事業者は、条例第16条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（着手の届出）

第14条 条例第17条第1項の規定による届出は、設置事業着手届（様式第11号）によるものとする。

(変更許可の申請)

第15条 条例第18条第1項に規定する変更許可を受けようとする許可事業者は、設置事業変更許可申請書(様式第12号)に、変更の内容が確認できる図書を添えて、町長に提出するものとする。

(完了の届出等)

第16条 条例第19条第1項の規定による設置事業の完了の届出は、設置事業完了届(様式第13号)によるものとする。

2 条例第19条第2項の検査済証は、設置設備検査済証(様式第14号)とする。

(助言、指導、勧告及び命令等)

第17条 条例第20条第1項及び第30条第1項に規定する助言及び指導は、助言・指導通知書(様式第15号)により行うものとする。

2 条例第20条第2項及び第30条第2項に規定する勧告は、勧告書(様式第16号)により行うものとする。

3 条例第20条第3項に規定する命令は、命令書(様式第17号)により行うものとする。

4 条例第20条第4項及び第30条第3項に規定する報告は、是正措置報告書(様式第18号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第18条 条例第21条各号の規定による許可の取消しは、許可取消通知書(様式第19号)により行うものとする。

(公表)

第19条 条例第22条の規定による公表は、美里町公告式条例(昭和29年条例第1号)に定める掲示場における掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(地位の継承)

第20条 条例第26条第1項に規定する報告は、地位継承報告書(様式第20号)により行うものとする。

2 条例第26条第2項に規定する報告は、既存設備の地位継承報告書(様式第20号)により行うものとする。

(廃止の届出等)

第21条 条例第27条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第21号)を町長に提出して行わなければならない。

2 条例第27条第4項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第22号)を町長に提出して行わなければならない。

3 条例第27条第5項の規則で定める措置は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する

る法律（平成12年法律第104号）及び太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）に基づき、適正に処理すること。

（公表）

第22条 条例第31条第1項の公表は、美里町公告式条例に定める掲示場における掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

（国又は県）

第23条 条例第32条でいう国又は県とは、再生可能エネルギー発電設備の売電に関する機関及び関係法令を所管する機関をいう。

（補則）

第24条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、別に町長が定めるところにより届出がされた設置事業のうち、同日以後に着手するものについては、この規則の相当規定に基づき届出がされたものとみなす。

別表第1（第4条、第7条関係）

設置事業に係る遵守事項		
公共施設への影響防止	設置事業により公共施設の維持管理及び運営上支障がないこと。	
関係法令等の遵守	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）、美里町土砂のたい積の規制に関する条例（平成16年条例第2	条例の施行の日以後に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例、美里町土砂のたい積の規制に関する条例及びその規則等に違反があり、その是正措置未完了である土地が事業区域に含まれていないこと。

	号)	
	電気事業法（昭和39年法律第170号）	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること。
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の事業計画認定（設備認定）及び電力会社との接続契約に関する協議が進められ、設置事業及び運営事業を行うことに支障がないこと。
	道路法（昭和27年法律第180号）	<p>工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。</p> <p>なお、協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。</p> <p>工事に使用する道路に関して道路管理者と協議し、設置事業後に工事車両等により道路を損傷した場合には、原形復旧をすること。</p>
	その他関係法令等の遵守	<p>設置事業に関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>なお、関係する法令及び条例等に関し協議を行い、許可及び届出等を要する場合には、当該許可等の見込みがあるか、手続上支障がないこと。</p>
設置事業の確実性	土地の使用権	設置者が設置及び運営事業期間中、事業区域の土地を使用する権利があること。
	建物の使用権又は所有者の同意	設置者が事業区域の建物の使用権があること又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域内の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その同意を有していること。
	資金計画	設置事業の工事の資金計画に支障が

		ないこと。
	工事施工者	工事施工者に設置事業を行う能力及び信用があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域を測量し、境界を確定することで事業区域の範囲を明確にすること。 なお、境界は境界杭等で物理的に確認できること。
	公共施設及び公益施設の土地の明確化	事業区域内に公共施設及び公益施設の土地がある場合、土地境界が明確に確認できること。 なお、境界は境界杭等で物理的に確認できること。
	第三者の建物の敷地の接道確保	事業区域に第三者の建物の敷地を含むことによって、当該敷地の接道確保に影響を与えないこと。
	第三者の立入防止措置	事業区域の外周に第三者の立入防止措置として、太陽光発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、事業区域内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。 柵塀等については容易に取り除くことができないものを用いること。
生活環境の保全	建設機械等による周辺への影響防止	建設機械や工事に伴う騒音や振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。 また、工事に使用する建設機械に関して、騒音規制法の届出済みであるか、手続上支障がないこと。
	工事車両による周辺への影響防止	工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び砂・ほこり飛散等により、事業区域周辺に影響を与えないように適切な対策を講ずること。
	除草剤散布による	除草剤を散布する場合、事前に散布

	<p>る周辺への影響防止</p>	<p>の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地元関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。</p> <p>なお、学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合は、それぞれの関係者と十分に協議すること。</p>
	<p>太陽光発電設備による騒音振動対策</p>	<p>太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生する騒音振動に関して、事前に地元関係者と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。</p> <p>また、騒音規制法及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の届出対象である場合、届出済みであるか、手続上支障がないこと。</p>
	<p>太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策</p>	<p>太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、事前に地元関係者と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置等）を講ずること。</p>
	<p>パネルの反射光の対策</p>	<p>太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前に地元関係者と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整）を講ずること。</p>
	<p>周囲に影響を与えるおそれのある太陽光パネルへの対策</p>	<p>カドミウムやヒ素等が含まれ、周囲に影響を与えるおそれのある可能性が高いと町長が認めた太陽光パネルを設置する場合には、破損時に周囲に影響がないように対策（地中不浸透、飛散防止等）を講ずること。</p>
	<p>道路の視覚確保</p>	<p>道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨</p>

		げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること。
	樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、伐根した木竹の根、雑草及び腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
良好な景観の形成	市街地の景観への配慮	市街地、住宅地等の街並み等景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	文化財景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	自然景観への配慮	山並み、丘陵、河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
		設置事業について、自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とし、彩度は3以下（マンセル表色系）とすること。
	太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
災害の防止（防災・安全対策）	造成計画の調査及び設計	<p>(1) 土砂の移動量（切土及び盛土の合計量）は、当初の造成の目的実施のための必要最小限度とし、事業区域内の地形及び形質の変更を最小限度にとどめること。</p> <p>(2) 事業区域内の造成に伴い、現況高、事業区域周辺の現況高、計画</p>

		<p>高、浸透係数、地下水位の高さ、流出係数、地質及び地耐力等の雨水計算及び擁壁計算等に必要なデータを水分資料及び地盤調査により確認し、適切な排水施設や擁壁等を設置する設計を行うこと。</p>
		<p>事業区域内の造成に伴い、現況高、事業区域周辺の現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。</p> <p>なお、高さ1 mを超える擁壁を設置する場合、地下水位の高さ、地質及び地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。</p>
	樹木伐採後の伐根処分	樹木を伐採した場合には、当該樹木を伐根し、適正な処分をすること。
	盛土・切土工事に関する安全対策	<p>造成した後の地盤に雨水その他地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、おおむね30 cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締固め等の措置を講ずること。</p> <p>切土した後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、安全確保のための措置を講ずること。</p> <p>法面又は崖の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、その法面又は崖の反対方向に雨水その他地表水が流れるよう勾配が設けられていること。</p>
	法面又は崖地対策	<p>造成により崖が生じた場合、当該崖が擁壁で覆われていること。</p> <p>造成により法面が生じた場合、当該法面が擁壁で覆われていること又は</p>

		<p>法面の保護対策がされていること。</p> <p>法面又は崖の下端（法面又は崖の下にあっては、法面又は崖の上端）から太陽光発電設備（フェンス等の工作物も含む。）までの水平距離が、法面又は崖の高さの2倍以上あること。</p> <p>造成後の地盤面の高さが0.5m以上で擁壁を設置する場合、擁壁は建築用コンクリートブロック、コンクリート柵工等簡易な擁壁を使用せず、鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造・間知石練積み造の擁壁を使用すること。</p>
	雨水対策	<p>(1) 事業区域内の雨水は敷地内処理をすること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨どい設置又は砕石敷設置等の対策を講ずること。</p> <p>(3) 事業区域外に明らかに雨水が流出すると町が判断した場合には、町が指定する雨水対策を講ずること。</p>
	土砂崩れ対策	<p>土砂災害が懸念される地域には、擁壁を設ける等適切な措置を講ずること。</p>
	湧き水対策	<p>事業区域内に湧き水が発生している場合は、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。</p>
	地下水対策	<p>造成する際に、事業区域内の地下水位が高い場合、地下水を排出する施設等を設置すること。</p>
	軟弱地盤対策	<p>地盤調査の結果、軟弱地盤が事業区域内にある場合、事業区域外に隆起</p>

		沈下等の影響が起きないように地盤改良等の実施等適切な措置を講ずること。
	事業区域と道路の接道	<p>工事車両等が事業区域内に出入りできるように、次のいずれかに掲げる道路（境界が明確であり、実態があるものに限る。）に事業区域が接道していること。</p> <p>(1) 町、県及び国道</p> <p>(2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）の道路</p>
	事業区域と接道する道路の幅員	<p>事業区域に接道する道路は、造成内容ごとに次に掲げる道路幅員が確保されていること（工事車両の通行に明らかに影響がある土地及び工作物がある場合、所有者の同意を得て対策をすること。）。</p> <p>(1) 建築基準法第42条に該当する道路であること（条例の施行前に既に設置済みの事業区域及び令和2年7月1日前に事前協議を申し出た事業区域を除く。）。</p> <p>(2) 拡幅後の道路境界は、実測し、境界が明確であること。</p> <p>(3) 拡幅後の道路境界は、建築基準法第42条第2項の道路の境界線とみなす線までとする。</p> <p>(4) 拡幅部分の土地は、設置運営事業期間中使用权があること。</p> <p>(5) 拡幅後の道路を使用して第三者が出入りすることに影響がないこと。</p>
	工事車両等に対する安全対策	工事車両等が事業区域内外に出入りする際に、地元関係者や道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。地元関係者から更なる安全確保

		についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。
		設置事業に使用する工事車両等の種類、大きさ及び使用する時期を事前に町に連絡すること。
	工事期間中の安全対策	工事期間中は、第三者が事業区域に進入しないように措置を講ずること。
		工事中の土砂流出及び防じん対策として、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。
地元関係者との共生	地元関係者への説明及び対策	事業区域の周辺に住宅等があり、設置事業により生活環境、景観、防災等で地元関係者とトラブルが発生するおそれがある場合又はトラブルが発生した場合には、事前に事業内容を地元関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講ずること。
	工事に伴う苦情及び要望の対応	工事開始後に、設置事業に関して苦情及び要望があった場合、苦情者等に説明を行い、問題解決のための対策を実行すること。
	異常発生時及び災害時の対応	設置事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合は、迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに町や地元関係者に報告すること。

別表第2（第4条、第7条関係）

運営事業に係る遵守事項	
公共施設への影響防止	運営事業により公共施設の維持管理及び運営上支障がないこと。
関係法令等の遵守	運営事業に係る法令及び条例等を遵守すること。
設置者と運営者の協議による運営事	運営者（予定者を含む。）は、設置者と協力して運営事業について、条例及びこの規則の基準に適合するよう計

業計画作成	画作成を行うこと。	
事業区域の定期的な現場確認	事業区域が雑草の繁茂等により管理不全にならないよう、事業区域の状況を定期的に確認できる体制であること。	
太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	太陽光発電設備は、電気事業法の保安規程等により定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。なお、保守点検については、太陽光発電システム保守点検ガイドライン（JEMA/JPEA制定）により行うこと。
	事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。
	除草剤散布による周辺への影響防止	除草剤を散布する場合、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地元関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。なお、学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合は、それぞれの関係者と十分に協議すること。
工事車両の進入路の確保	事業区域と道路が接しており、太陽光発電設備等の維持管理、修繕及び撤去処分のために工事車両が事業区域内に入ることに支障がないこと。	
設置事業で設置した施設等の維持管理	設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、毀損することなく適切に維持管理し、保全した山林を適切に管理すること。	
事業区域への立入防止措置	立入防止柵塀等の維持管理	第三者の立入防止のための柵塀等を事故等が起こらないように適切に管理すること。
	事業区域出入口の施錠措置等	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、出入口に施錠措置を講じ、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。
異常又は災害発生時の対応	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常（太陽光発電設備及びその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出及び土砂流出等）が発

		生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について町及び地元関係者へ報告すること。
	災害発生時等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに町及び地元関係者に報告すること。
	緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合は、速やかに対応ができるように、あらかじめ緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
苦情又は要望対応	運営事業開始後に、運営事業に関して苦情又は要望があった場合、苦情者等に説明を行い、問題解決のための対策を実行すること。	
撤去・廃棄	運営者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去・廃棄について、設置事業計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付け、運営事業期間終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。	
運営事業終了後の撤去及び処分費用の確保	運営事業終了後の再生可能エネルギー発電設備設置等の撤去及び処分費用確保の計画がされていること。	
第三者への譲渡	太陽光発電設備等を設置後に第三者へ譲渡する場合、条例第26条の規定による報告をし、新たな運営者となる者へ条例及びこの規則で定める事項を説明し、運営事業を適切に行えるようにすること。	